

## ふれあい・いきいきサロン 実施要綱

### (趣旨)

第1条 ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）は、地域で生活している高齢者等の利用者と地域住民（ボランティア等）が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがづくり・仲間づくりの輪を広げ、また、地域の介護予防の拠点として心身機能の維持向上を図り、もって地域福祉の増進に資することを目的とする。

### (運営)

第2条 サロンは、登別市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及びきずな推進地区との連携・協働のもと、小地域（概ね町内会、自治会等の範囲）の住民で組織されたグループや団体（以下「小地域の団体等」という。）にサロンサポーターを配置しサロンサポーターと共に参加者全員で運営するものとする。

2 前号の運営にかかる経費は、原則参加者の会費等により運営するものとする。

### (活動内容)

第3条 サロン活動のメニューは各サロンが主体となって決定する。ただし、サロン活動における小地域及びきずな推進地区並びに市社協の支援体制や関係者（利用者、サロンサポーター、ボランティア、きずな推進委員、運営委員（市社協職員、行政、地域包括支援センター）等）の援助・役割・体制等については、その都度関係者で協議して進めるものとする。

### (機能)

第4条 サロンは次に掲げる各号の全ての機能を必ず取り入れたものでなければならない。各号の機能については、市社協が提示する各種資料等を参考に進めるものとする。

- (1) 生きがづくり・仲間づくり機能
- (2) 介護予防機能（早期発見・早期解決）
- (3) 学習機能・座談会機能
- (4) 閉じこもり防止機能
- (5) 連携・協働する機能

### (サロンサポーターの配置等)

第5条 サロンは、サロンの円滑な活動及び運営を推進するため、小地域のサロン毎に必ずサロンサポーターを配置することとする。配置基準は次のとおりとする。ただし、サロン設立時やサロンサポーター養成研修受講が期待される場合等はこの限りではない。

- (1) 参加者が概ね10名未満のサロンには、サロンサポーターを2名以上配置する。
- (2) 参加者が概ね10名以上のサロンには、サロンサポーターを3名以上配置する。

2 サロンサポーターの登録等は、別に定めるサロンサポーター設置要綱のとおりとする。

### (開催回数等)

第6条 サロンは、高齢者の生きがづくり等の観点から、週1回程度の開催を目標とする。ただし、

サロン設立時や既存のサロン等で開催回数等の内容を満たすことができない場合であっても、サロンとしての効果が認められる場合は当面の期間サロンとして認めるものとする。

- 2 開催回数と開催場所は、小地域の団体等により計画的に調整することに努めるものとする。
- 3 サロンの参集範囲については、参加者が徒歩で参集できる範囲を基準とする。ただし、サロン参集範囲の設定によるサロンの効果等が期待される場合についてはこの限りではない。

### **（開催時間）**

第7条 サロンの開催時間は、参加者同士の交流も考えて、概ね2時間以上の時間を目安とする。

### **（開催場所）**

第8条 サロンの開催場所は、町内会館、老人憩いの家、婦人研修の家、公民館、集会所、空き店舗、空き家、神社仏閣、公園等有効な場所を活用するものとする。

### **（参加者）**

第9条 サロン活動の主体となる参加者は、登別市内に居住する概ね60歳以上の方及びサロン活動に係るボランティア、サロンサポーター並びにその他趣旨に賛同し協力する者とする。

- 2 誰もがいつでも気軽に参加できるサロン運営とするため原則として参加制限はしないこととする。
- 3 各サロンに参加した方、サロンサポーター、ボランティア等の参加状況はサロン活動報告書・助成金申請書（第2号様式）等に記載することとする。

### **（代表者）**

第10条 小地域の団体等及びきずな推進地区並びに市社協等関係団体との円滑な連携・協働を図るためサロンに代表者1名を置くこととする。代表者については、サロンサポーターの登録の有無は問わないものとする。

### **（会費）**

第11条 サロンの会費は、参加者の負担とならないように配慮し設定するものとする。

### **（経理等）**

第12条 サロンは、事業にかかる収入及び支出について、他の帳簿と区分して経理し、その関係を明らかにしておくこととする。

### **（実施申請にかかる書類の提出）**

第13条 サロンを実施しようとする小地域の団体等は、次の各号に掲げる書類を毎年度市社協会長に提出するものとする。ただし、これらを提出しない場合は廃止又は休止したものと判断する。

- (1) サロン活動申請書（第1号様式）
- (2) サロン活動報告書・助成金申請書（第2号様式）
- (3) サロン月間活動報告書（第3号様式）

- 2 前号に定める他、市社協が必要とする書類を提出する場合がある。

### **(運営費の支給)**

第14条 市社協会長は、サロン活動報告書・助成金申請書（2号様式）による申請を受け第15条の支給基準に基づき運営費（消耗品費、通信運搬費等）及び運営費加算をサロンに支給するものとする。ただし、毎年度の市社協の予算範囲内で調整し配分するものとし、全サロンの事業完了後速やかに支給するものとする。

### **(支給基準)**

- 第15条 運営費は1回の開催につき1,000円とする。ただし1ヶ所（1サロン）につき50,000円を上限とする。
- 2 運営費加算は、サロンサポーター連絡会1回の出席につき、1,500円とする。ただし、1ヶ所（1サロン）につき1名以上出席した場合で9,000円を上限とする。
  - 3 サロン設立時や既存のサロン等で開催回数、サロンサポーター設置等、本実施要綱の内容を満たすことができない場合は、当面の期間、年額10,000円の運営費を支給することができるが、サロンの効果等が充たされない状況と判断された場合は、減額もしくは支給しないものとする。

### **(支給決定の取消)**

第16条 サロンが運営費を他の用途へ使用する等、そのサロンに関して運営費の支給決定の内容及びこれに付した条件を充たさないときは、運営費の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### **(運営費の返還)**

第17条 運営費の支給決定を取り消した場合は、サロンの当該取消に係る部分に関する運営費を速やかに返還するものとする。

### **(保険)**

第18条 サロン参加者に対する傷害保険については、ふれあい・いきいきサロン活動申請書等に基づき市社協が一括加入し活動中の事故に対しその範囲内で補償するものとする。

### **(市社協担当職員)**

第19条 市社協は、サロンサポーター等と協力しサロンの立ち上げや運営を支援することとする。

### **(個人情報の保護)**

第20条 サロン及び市社協は、事業にかかる事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、市社協会長が別途定める個人情報保護規定に準じこれを厳守しなければならない。

### **(その他)**

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度市社協会長が定める。

附則 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

## サロンサポーター 設置要綱

### (趣旨)

第1条 サロンサポーターは、ふれあい・いきいきサロンを通して、地域で生活している高齢者等が要介護状態になる前から介護予防等の特定の視点をもって関わり、地域の要介護者の早期発見・早期予防を行い、地域で生活している高齢者の生きがいがづくり・仲間づくりの輪を広げ、以って地域福祉の増進に資することを目的とし設置する。

### (役割)

第2条 サロンサポーターの役割は次に掲げる視点を持った取り組みを行うものとする。

- (1) ふれあい・いきいきサロンの運営を行うこと
- (2) 地域における要介護者の早期発見・早期予防を心がけること
- (3) 生きがいがづくり・仲間づくりの輪を広げること（ふれあい・いきいきサロンの運営等）
- (4) 介護予防等の学習を行い広めること（サロンサポーター養成研修会への参加）
- (5) 関係者との情報共有及び連携・協働を図ること（サロンサポーター連絡会への参加）

### (登録)

第3条 サロンサポーターは、登別市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施するサロンサポーター養成研修会を受講した者とする。

### (ふれあい・いきいきサロンの運営)

第4条 サロンサポーターは、市社協が別に定める「ふれあい・いきいきサロン」実施要綱に基づき実施・運営することとする。

2 サロンサポーターはサロン1回の開催にあたり1名参加することに努めるものとする。

### (サロンサポーター養成研修会)

第5条 市社協はサロンサポーター養成研修会及びその役割機能を推進できる内容の研修会を定期的  
に開催することに努めるものとする。

### (サロンサポーター連絡会)

第6条 市社協は、専門機関との関係強化とふれあい・いきいきサロンの推進状況等の情報共有及び困難事例の対策検討等を行うサロンサポーター連絡会を定期的  
に開催することに努めるものとする。

### (個人情報の保護)

第7条 サロン及び市社協は、事業にかか  
る事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、市社協が別に定める個人情報保護規定に準じこれを厳守しなければならない。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度市社協会長が定める。

附則 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。